

Title	九鬼家所傳福澤資料：慶應義塾圖所館所蔵
Sub Title	Fukuzawa's writings preserved in Kuki household
Author	富田, 正文(Tomita, Masafumi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1954
Jtitle	史学 Vol.27, No.2/3 (1954. 5) ,p.275(373)- 308(406)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	慶應義塾史研究特輯
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19540500-0275">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19540500-0275</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 九鬼家所傳福澤資料（慶應義塾圖書館所藏）

## 凡 例

- 一、こゝに掲げるものは、現在慶應義塾圖書館の所藏に係る舊攝州三田藩主九鬼家に傳はつた福澤關係資料である。
- 一、原本は巻紙に毛筆を以て認められたもので、初期のものは多くは一枚の半紙を上包みとして宛名を認め、郵便制度の創始されてからは、封筒を用ひたものが多い。
- 一、原文中に用ひられた變體假名はすべて通常の假名に改め、漢字の略體や省畫なども正字に改めた。但し當て字は原文のまゝとした。なほ明かに誤記と認められる文字には傍に「」を附して正字を記した。
- 一、讀者の便を慮り、本文中の人名その他に就ては、わかる限り註をつけておいた。

富田正文記

## 書翰 第一

九鬼隆義宛  
明治二年十一月六日

十月八日の尊翰近藤泰之進殿より落手謹て拜見仕候寒冷の節に御座候處益御清安被成御座目出度御儀奉存候隨て私義無異罷在候乍憚貴意易思召可被成候御出府中は毎度御來訪被成下失敬のみ相働候段海容奉仰候御發途の前にも御旅宿

え罷出寛と御目通仕難有奉存候

御歸國後益御盛被爲入近日は洋學校御取建の思召も被爲在就ては外國え書籍御注文の義取斗可申旨承知仕候當年春頃より時々入用の書類アメリカえ注文申遣し元價にて手に入候間如何様にも御取次可仕尚又一昨日川本氏より御入用の品と目錄送参り候間當月下旬飛脚船へ可申遣凡二ヶ月にて品物着可致奉存候

都下も相替候義無御座私方は唯讀書のみにて世の新聞も耳に入不申文明開化は中と程遠き事と奉存候世の文明よりも一身の文明專一と存し他は顧るに暇あらず候洋學校御取建被成候は、治人の君子を御引立相成候より爲人治の小人を導き候よふ御注意被遊度方今世の中には治國の君子乏しきにあらず唯缺典は良政府の下に立ち良政府の德澤を蒙るべき人民の乏しきなり下よりこれを求めされは上よりこれを施さざるも亦宜なり災害下より起れば幸福も亦下より生せん小民の教育專一と奉存候呵々此段貴答申上度早々如此御座候頓と首と

十一月六日

福澤諭吉

九 鬼 様

下執事

尚以時下爲人御自重專一奉存候荊妻よりも宜敷様御機嫌伺可申上候旨申出候以上

註 封筒の表には「九鬼知藩事様下執事 福澤諭吉拜答」と記され、裏には「封」の字だけ福澤の筆蹟で、外に異なる筆蹟により

「己巳年壹 明治二己巳十一月十六日達 十二月廿四日再齎出ス」と書き込んである。(1) 近藤泰之進は東京に於ける三田藩の吏人であらう。書翰第五に同封してある領收書はこの人に宛て、出されてゐる。(2) 川本氏とは九鬼の家臣であつた洋學者川本幸民のことであらう。

書翰第二

九鬼隆義宛  
明治二年一月二十三日附

正月五日附の尊翰難有拜見仕謹て新禧を奉賀候爾後益御清安被成御座恐悅の御義奉存候

御領内騒々敷事件にて學校も御延期相成候得共改年の際より御盛大の基本相立候趣乍御蔭欣喜仕候

兼て御注文の品々買上げの義は同社中早矢位<sup>ハヤシ</sup>有的<sup>ユツキ</sup>と申者當時横濱在任兼て同志廉潔の人物に有之候間同人を託し追々

注文申遣候或は横濱おゐて<sup>(偶)</sup>遇然賣物に出候品も有之エレキトル并にガルハニ及び星鏡等は相當の品物有之價も極て下直の様子に付願くは其品相調度今日横濱表え掛合候積り書類も同様御注文丈けは勿論相調其外必用と存付候品は見斗にて取入れ候積りに御座候或はロンドンえ申遣<sup>(遣)</sup>し或はニウヨルクも有之旁以一時に揃候義は六ヶ敷可有之さし當り日本に有之價の貴からざる品は直に相求候様可仕奉存候

世かい國つくし開版仕候に付壹部拜呈仕候御閑暇の節御一覽も被成下候は、難有奉存候此書も御入用に御座候は、御注文被下度部數に従ひ價を折し可申奉存候

都下相替義無御座弊塾も依舊讀書仕居生徒は貳百名余此内文典の素讀終り會讀等いたし候者百五十名斗に御座候人を勧るは自から先んするに若ず御領内に學校御開き相成候は、

閣下御自身にて讀書御勉強奉祈候或は御閑暇の節は經濟論修身論の講義御聽聞被成度其佳境に至ては殆んど眠食を忘れ候程面白きものに御座候一身の獨立一家に及び一家の獨立一國に及び始めて我日本も獨立の勢を成し可申所謂報國盡忠と

は是等の事にも可有之哉に愚考仕候尚又御賢慮奉仰候

右貴答旁年甫御祝詞申上候頓首百拜

正月廿二日

福澤諭吉

九鬼知藩事様

下執事

尚以余寒爲人御自重專一奉祈候乍憚愚妻よりも宜敷申上吳候様申出候私義も時宜次第中津表老母を尋問仕候積り未  
た時限も不定に候得共自然通坂の節は貴境えも參上の積に御座候兎角當處を離れ難く一日を費せは一日の活計に差響  
き不自由に御座候一昨年より無位無祿相成始て時日の貴きを覺へ申候徒に讀書と生計とに忙しく風月の樂杯は何れへ  
か忘却仕不風流の極度御一笑可被下候以上

註 上包紙に福澤の筆蹟で「九鬼知藩事様下執事 福澤諭吉 封 正月廿二日出」の文字があり、異なる筆蹟で「二月十三日達  
四月十二日返事出」と書き込んである。(1)早矢仕有的は美濃の人、始め坪井信道に學んで醫者となり、後に英學に志し谷信  
敬の塾に入り、慶應三年福澤の門に入つた。明治元年横濱に移つて醫業に従事したが、明治二年一月横濱新濱町で丸屋商社を創  
業した。

書翰第三

九鬼隆義宛  
明治三年二月十五日附

極月廿四日の尊翰先般相達し謹て拜誦仕候速に御請可申上の處兼て御注文の御品相調次第品物と共に書狀可差上積り

にて今日まで延引仕候得共あまり遅々いたし候に付不取敢御請のみ申上候

春寒甚しく御座候處益々御機嫌能被爲渡奉拜賀候私義無異讀書仕居候乍恐御放念可被成下候舊冬は御領民騷擾いたし候由御心配の段奉恐察候如高命日本の愚民は亂を起すこと極て拙なり先年御在府中にも被爲入候哉都下に貧窮組紙のぼりと申事有之彼等の舉動は大抵是等の拙策に出候義無知無學の致す處如何ともすべからず今此貧民を救はんの策は金を與るよりも智恵を附與する方可然哉に奉存候人に智恵を附るには先づ自から知識此文字譯書中にも往々有之候得共甚不當なり見聞と譯する方可然を研くに若かず知識を研き見聞を博くするには書を讀むを專一とす書を讀むは横文字に若くものなし世の譯書は見るに足らず見る可き者あるも甚だ少し原書壹枚を譯するには二十枚を讀むの時刻を費す譯書の少き所以なり其御地には川本氏あり閣下も必ず原書御研究の御義に可有御座吳々も御勉強奉祈候先般モラルの小冊子川本氏え呈し申候御覽相成候よし講義御聽聞被遊度誠の道を求め一身を脩修るの術は他に有之間敷先づ人倫の大本を立候様いたし度大本とは夫婦なり世間に女大學と申書有之婦人のみを罪人のよふに視做しこれを責ること甚しけれども私の考には婦人え對しあまり氣の毒に御座候何卒男大學と申ものを著し男子を責候様いたし度婦人を輕蔑するは東洋諸國の風俗西洋人の侮を受る所以事實世教に妨を爲すこと甚し現に日本國中の小兒は兩親ありて半は孤子同様に御座候可憐の甚しきなり夫婦の論は姑く閑き兎角一身の私を慎むこと專一と奉存候我を脩めずして人を導んとし我を忘れて人を鼓舞せんとすれば人亦自から脩めずして我を鼓舞するならん斯の如は則ち天下に他を鼓舞する者のみにて鼓舞せらるる者は一人も有之間敷如何して全國の文明を期すべきや

右は書中に讀候まゝ記し申候御斟酌奉願候

國つくし<sup>(1)</sup>貳百部御買入相成候よし難有奉存候製本出來次第箱詰仕御屋敷迄差出し可申奉存候  
外國え御注文の品と横濱にて調候丈けは大坂御屋敷まで相廻し候積りに御座候此度御品を周旋仕候人も有志の者に御座候先日も私え返書さし越し其文中に面白文言有之候奉入御覽候此次第に付此般の御注文は必ず廉價にて御手入り可申奉存候

此段乍延引御請申上度多用中走筆亂文御海容奉願候恐惶謹言

二月十五日

福澤諭吉

三田藩知事様

下執事

尚以余寒未退爲國御自愛專一の御義奉存候不存寄結構の御菓子頂戴仕難有奉存候以上

註 上包紙に福澤の筆蹟で「知事様下執事 福澤諭吉拜 封 二月十五日出」と記され、別の筆蹟で「庚午三 三月四日達 お範 歸藩」と書き入れてある。(1)「國つくし」は福澤の著書「世界國盡」のこと。

〔同封別紙〕

星鏡 ガルハニ エレキトル の類は多分當月中横濱より積出し可申事  
國つくし貳百部は一兩日中通商丸へ積出し可申事

註 卷紙に認められたもので福澤の筆蹟である。裏面に別の筆蹟で「福澤先生より被相托候由にて九鬼範三歸藩の節持歸の書翰」と記してある。前掲本書翰包紙に記した「お範」はこの九鬼範三のことであらう。

〔同封別紙〕

此節金札相場下落百兩に付大札五兩引小札四兩引位にて賣手多く賣手少きよしに御座候  
右に付可相成は金子通り封の二分金或は社商廿五兩札同壹兩札三ツ井札は正金同様通商司と太政官は甚不都合なりト  
ルは少く安く御座候間右正金なれば随分買物廉に當り候乍併大札にても通用は差支無御座候間右の割引御得心なれば太  
政官にても通商司札にても不苦と奉存候若金子飛脚に御出し被下置候は濱松町中西と申者定飛脚出張のよし右え御出  
し被下候は間違無御座と奉存候頓首

早矢仕有的

註 宛名はないが早矢仕有的から福澤宛のものを九鬼に示すために同封したものであらう。

〔同封別紙〕

御沙汰の通り諸品可相成丈廉價に買集買ふ人の喜びを願ひ通用のあぶなき金札にて利益を得るよりは無形の利益を得  
度と店の人々と相談仕居候事に御座候實に此度の義は日本に學校書類并機械の備わる端ともなり追々註文を招く爲のよ  
き引札と難有事に奉存候

正月廿四日

註 宛名も署名もないが、三田藩の註文を受けたことに関して早矢仕有的より福澤に宛てた手紙であらう。

九鬼家所傳福澤資料

(三七九) 二八一



〔同封別紙〕

拜呈過日は金子三百三拾兩御送り被下慥に拜請仕候早速御報可申上候處私義其節より下利〔病〕にて閉謝仕居且右請取書直様相廻り候様承り候間御無音に相過申候右に付三田様買物も追々延引に相成居漸昨日より外出仕候様相成候間諸事早々相かたつけ參謁仕度奉存候

テレスコープ亞國醫師に目きゝを願候所レンスの良否は術になれ候者ならでは慥にわかり兼候よし乍併黃銅製諸機關の様子は至極精密に出來居何分廉價と覺へ被申候 Altitude and Azimuth instrument と申星鏡にて兼て測量の用にも相立候よし但サンダラス無御座候間日輪を見る事は出來不申候よしに候へとも價丈の直うちは十分御座候品と申事故買取候積りに御座候併尚可相成廉價に買取申度引合中にて未た代は渡不申候ガルハニは申上候品買取外に壹つ注文仕置申候何れ參謁縷々可申上候早々頓首

二月七日

早矢仕有的

福澤先生

几下

書翰第四

九鬼隆義宛  
明治三年二月二十附

謹白益御機嫌能被遊御座奉拜候先般御藩士陸路の便に書狀差上申上候通り御注文の國つくし製本出來候に付貳百部相納候代金等の義は吏人の所關にて御直に申上候は舊習に戻り禮を失するに似たれとも無益の手數を省き有害の間違を防がん爲め態と御直に勘定書を奉入御覽候不惡御承引被成下候様奉願候此外先般御注文の外國品も同様其勘定書は御直にさし上候積に付御面倒を不被爲厭詳に御覽被下萬事御一覽を経て金子の納出御命し相成候様奉願候先般も信州邊の一諸侯横濱にて外國品相調候節此より彼に命し甲より乙に托し乙より丙に頼み三手四手五手を経て結局其物は粗にして其價は原價一倍余に相成候よし慥に承及候大名の舊惡風習如何ともすべからず斯く申上候も決して御藩の御家來衆に對し疑心を抱くにあらず唯々念の上にも念を入れ度と申迄の義に御座候

右要用申上度早々如此御座候頓首再拜

二月廿日

福澤諭吉

三田知事様

下執事

〔同封別紙〕

覺

一金貳百五十兩也 世かい國つくし 貳百部代 壹部に付金壹兩壹分  
内金三拾七兩貳分 定價壹割半引

殘正味 金貳百拾貳兩貳步也

右の通り相成申候間代金は爲替にて御遣被成下候様奉願候以上

二月廿日

福澤屋吉

三 田 様

御取次衆中様

尚以本書壹割半引と申すは定價の代金百分の十五を減し候義にて譬へは百匁のものなれば其内十五匁を引き残りの正味八拾五匁なり故に此度の譯書代金貳百五拾兩即ち金壹兩六拾匁がへの相場にて銀にすれば拾五匁目なり拾五匁目を百に割り其一分は百五十匁なるゆへ百五十匁を十五合して貳匁貳百五十匁なりこれを金にすれば三拾七兩貳步と相成申候

一運送の賃銀は私方よりの賣物に付大坂表御藏屋敷まで私方より運賃相辨し大坂より御國許までは其方様にて御請持可被成下候但し外國品の御注文は運賃不殘其方様にて御請持奉願候以上

註 上包紙に福澤の筆蹟で「三田藩知事様下執事福澤諭吉封二月廿日出翻譯書貳百部入琉球包箱三ツ添」と記してあり、別の筆蹟で「庚午四 三月十二日達」と書き入れてある。

書翰第五

九鬼隆義宛  
明治三年四月二十五日附

四月十二日の尊翰同月廿日相達し難有拜見仕候時下薄暑の節益御清安被成御座目出度御儀奉存候隨て私義無異罷在候  
乍憚貴意易召可被成下候○外國御注文の品とは相調候もの丈け當月十七日横濱表より積出し候由此程は疾く相達し候  
事と奉存候○世かい國つくし貳百部御落手相成候よし代金は當地にて御屋敷より請取申候○先般不圖存付學校の説相認  
申候草稿さし上候間御一覽の上御評論奉願候方今の有様にて幾百年文學を勉るとも市郷私立の學塾に元金を得て教を施  
すまでは百事無益と奉存候此段貴答申上度如此御座候頓首再拜

四月廿五日

福澤諭吉

九 鬼 様

下執事

註 封筒の表に「九鬼三田知藩事様下執事 福澤諭吉」裏に「封 學校之說一册添 封」と福澤の筆で記され、別の筆蹟で「四ノ  
下 庚午五月十二日達 即日返事出ス」と裏に書き入れがある。

〔同封別紙〕

覺

一金貳百拾貳兩貳分也 但金札

右は世かい國つくし貳百部定價壹部に付金壹兩壹步貳百部代貳百五拾兩相成候處壹割半引の割合を以前書の高槩に  
請取申候以上

明治三十年二月廿七日

福澤諭吉

近藤泰之進様

註 上包紙に「金子請取證書 福澤諭吉」と記されてある。

慶應義塾學校之說(寫本)

學校之說

一世ニ爲政ノ人物ナキニアラス唯良政ノ下ニ立ツヘキ良民乏シキノミ爲政ノ大趣意ハ其國ノ風俗人民ノ智慧ニ隨ヒ其時ニ行ハルヘキ最上ノ政ヲ最上トスルノミ故ニ此國ニシテ此政アリ彼國ニシテ彼政アリ國ノ貧弱ハ必政體ノ致ス所ニアラス其罪ミ多クハ國民ノ不徳ニアリ

一政ヲ美ニセントスルニハ先ツ人民ノ風俗ヲ美ニセサルヘカラス風俗ヲ美ニセントスルニハ人ノ知識聞見ヲ博クシ心ヲ脩(修)メ身ヲ慎ムノ義ヲ知ラシメサルヘカラス蓋シ我輩ノ所見ニテ開知脩心ノ道ハ洋學ニアラサレハ他ニ求ムヘキ方便ヲ知ラス歴史ヲ讀ミテ其實證ヲ見ルヘシ世ノ士君子若シ此順席ヲ錯テ他ニ治國ノ法ヲ求メナハ時日ヲ經ルニシタカヒ意外ノ故障ヲ生シ不得止シテ惡政ヲ施スノ場合ニ迫リテ民庶モ又不得止シテ廉耻ヲ忘ル、ノ風俗ニ陥リ上下共ニ失望シテ遂ニ一國ノ獨立モ出來サルニ至ルヘシ古今萬國其例少ナカラス故ニ今我 邦ニテ洋學校ヲ開クハ至急ノ又急ナルモノニテ猶衣食住ノ缺ヘカラサルカ如シ公私ノ財ヲ費モ愛ムニ遑アララス

- 一 學問ハ高上ニシテ風韻アランヨリ手近クシテ博キヲ貴トス且又天下ノ人悉ク文才ヲ抱クヘキニモアラサレバ邊境ノ士民職業忙シキ人晚學ノ男女等へ遽ニ横文字ヲ讀セントスルハ無理ナリ是等へハ先翻譯書ヲ教ヘ地理書歴史窮理書脩心學經濟書法律學此等ノ順席〔序カ〕ヲ逐ヒ原書ヲ翻譯セサルヘカラス我輩ノ任也等ヲ知ラシムヘシ所謂洋學校ハ人ヲ導クヘキ人才ヲ育スル場所ナレハ專ラ洋書ヲ研究シ難字ヲモ讀ミ難文ヲモ翻譯シテ後進ノ便利ヲ達スヘキナリ方今ノ有様ニテハ讀書家モ少ナク翻譯書モ甚タ乏シケレハ國內一般ニ文化ヲ及ホスハ三五年ノ事業ニアラス唯人力ヲ盡シテ時ヲ待ツノミ
- 一 學校ヲ設クルニ公私兩様ノ別アリ其得失左ノ如シ
- 一 官ニ學校ヲ立レハ金穀等差支ナクシテ書籍器械ノ買入ハ勿論教師ヘモ十分ニ給料ヲ與フヘキカユヘニ教師モ安シテ業ニ就キ貧書生モ學費ヲ省キ書籍ニ不自由無シ其得一ナリ
- 一 官ニハ黜陟與奪ノ權アルユヘ學校ノ法ヲ嚴ニシ賞罰ヲ明ラカニスヘシ其得二ナリ
- 一 官ノ學校ハ自カラ仕官ノ路ニ近シ故ニ青雲ノ志アルモノハ殊ニ勉強スルコトアリ其得三ナリ
- 一 官ノ學校ニハ教師ノ外ニ俗吏ノ員必ラス多ク官ノ財ヲ取扱フ事或ハ深切ナラスシテ費冗甚タ多シ此金ヲ私學校ニ用ヒナハ凡四倍ノ實用ヲ爲スヘシ其失壹ナリ
- 一 官ノ學校ニアル者ハ親シク政府ノ舉動ヲ聞見シテ妄ニソノ是非ヲ論スルノ弊アリ甚タシキハ權家ニ出入シテ官ノ事情ヲ探索スル等無用ノ時ヲ費シテ本業ヲ忘ルヘニ至ル其失二ナリ
- 一 官ノ學校ニテハ自カラ衣冠ノ階級アルカ故ニ正シク學業ノ深淺ニ隨テ生徒順席ノ甲乙ヲ定メ難キ場合アリ此弊ヲ除クノ一事ハ議論上ニハ容易ナレト事實ニ行ハレサルモノナリ其失三ナリ

一官ノ學校ニ在ル者ハ自カラ其學識ヲ測量セスシテ遽ニ仕官ニ志サスノ弊アリ蓋シ其達路近<sup>チカ</sup>クレハナリ其失四ナリ

一官ノ學校ハ官ト盛衰ヲ共ニシ官ニ變アレハ校ニモ變ヲ生シ官斃レハ校モマタ斃ル甚敷ハ一吏人ノ進退ヲ見テ學校ノ榮

枯トスル事アリ近ク其一例ヲ舉テ云ンニ舊幕府ノ時開成所ヲ設ケタレトモ全ク官府ノ管轄ヲ蒙リ官ノ私有ニ異ナラ

サリシカ故一旦幕府ノ互解ニ至リ捨テ顧ル者ナシ幸ニシテ今日ニ及ヒ漸ク舊ニ復スルノ模様ナレモ空敷貳年ノ時日ヲ

失ヒ生徒分散家屋荒廢書籍ヲ失ヒ器械ヲ毀テ其零落名狀スルニ堪ヘス恰モ文學ノ氣ハ貳年ノ間窒塞セシカ如シ天下

一般ノ大損亡トイフヘシ先ニ開成所ヲシテ平人私有ノ學校ナラシメハ斯ル災害ハナカルヘキ筈ナリ官學校ノ失五ナリ

諸藩士執行中藩用ニテ歸國ヲ命セラレ國ニ歸リテ見レバサシタル用モ無クテ又再游隨テ歸國金バカリ費シ遂ニ學問ノ出來サル者多シ退テ其本ヲ尋レハ其金モ日本ノ金也其人モ日本ノ人也日本ノ人ニテ日本ノ金ヲ費シ却テ日本ノ爲ニ益ヲ爲ザルハ何ソヤ其失策ノ源他ニアラズ只官途ノ範圍ニ文字

〔文學カ〕ヲ籠絡セントスルノ弊ナリ

一私立ノ塾ニハ元金少ナクシテ書籍器械ヲ買ヒ塾舎ヲ建ル方便ナシ其失一ナリ

一古來日本ニテ學者士君子錢ヲ取テ人ニ教ユルヲ耻トシ其風ヲ爲セルユヘニ私塾ニテ些少ノ受教料ヲ取ルモ大ニ人ノ耳目ヲ驚カス且大志ヲ抱ク者ハ往々貧家ノ子ニ多キ者ナレトモ衣食ニモ差支ユルホトニテ迎モ受教ノ金ヲ拂フヘキ方便

ナク遂ニ空敷志シヲ挫ク者多シ其失二ナリ

一私塾ノ教師ハ教授ヲ以テ金ヲ得ザレハ別ニ生計ノ道ヲ求メサルヲ得ス生計ニ時ヲ費セハ自ラ塾生ノ教導ヲ後ニセサルヲ得ス其失三ナリ

一私塾ニハ黜陟與奪ノ公權ナキカユハニ人生天稟ノ禮讓ニ依頼シテ塾法ヲ設ケ生徒ヲ導クノ外他ニ方便ナシ人ノ義氣禮讓ヲ鼓舞セントスルニハ己レ自ラコレニ先タ、サルヘカラスユヘニ私塾ノ教師ハ必行狀ヨキモノ也若シ然ラスシテ教

師自ラ放盪無頼ヲ事トスルコトアラハ塾風忽チ破壊シ世間ノ輕侮ヲ取ル事必セリ其責大ニシテ其罰重シトイフヘシ私塾ノ得一也

一私塾ニテ俗吏ヲ用ヒス金穀ノ會計ヨリ掃除取次ニ至ルマテ生徒讀書ノ傍ラニ是ヲ勤メ教授ノ權モ出納ノ權モ讀書社中ノ一手ニ是ヲ執ルユヘニ社中各々自家ノ思ヒヲナシ各々自カラ其裨益ヲ謀テ會計ニ心ヲ用ユル事深切ナリ其得二ナリ

一私塾中ハ起居自由ニシテ一物ノ身ヲ束縛スルナク官途ノ心雲ヲ脱却シ隨意ニ書ヲ讀ミ一刻モ讀書ニ費サ、ル時ナク一語モ文學ニワタラサル談ナシ身心流暢シテ苦勞モ又樂シ隨テ教ヘ隨テ學ヒ學業ノ上達スル事望外ニ出ツ其得三ナリ

一古來封建世祿ノ風我邦ニ行ハレ上下ノ情相通セサルヲ久シ獨リ私塾ニオヒテハ遠近ノ人相集リ其交際只讀書ノ一事ノミニテ他ニ關係ナケレハ互ニ其貴賤貧富ヲ論スルニ違アラス故ニ富貴ハ貧賤ノ情實ヲ知り貧賤ハ富貴ノ舉動ヲ目撃シ上下混同情意相通シ文化ヲ下流ノ人ニ及ホスヘシ其得四ナリ

一文學ハ其興廢ヲ國政ト共ニスヘキ者ニアラス百年以來佛蘭西ニテ騷亂頻リニ起リ政治屢ニ革ルト雖モ其文運ハ依然タルノミナラス騷亂ノ際モ日増月進文明ヲ世界ニ耀カシタルハ必竟其文學ノ獨立セルカユヘナラン且又文脩レハ武備モ隨テ起リ佛人墻ニ闕ケトモ外其侮ヲ禦キ一夫モ報國ノ大義ヲ誤ルナキハ蓋シ其大本脩德開知獨立ノ文教ニ在リ今我邦ニ私塾ヲ立ルモ此趣意ヲ達セントスルナリ其得五ナリ

右所論ノ得失ヲ概シテ云ハ官學校ハ教育入用ノ財アレトモ此財ヲ以テ人ヲ教ユルノ術ニ乏シ私學校ハ人ヲ教ヘテ世ノ裨益ヲ成スヘキ術ニ富ト雖モ此術ヲ實地ニ施スヘキ財ニ貧ナリ故ニ學校ヲ建ルノ要訣ハコノ得失ヲ折衷シテ財ヲ



有スルモノハ財ヲ費シ學識ヲ有スル者ハ才力ヲ盡シ以テ世ノ便利ヲ達スルニアリ抑文學ト政治其世ニ功德ヲ成スノ大小如何ヲ論スレハ此彼毫モ輕重ノ別ナシ天下一日モ政治ナカルヘカラス人間一日モ文學ナカルヘカラス此ハ彼ヲ助ケ彼ハ此ヲ助ケ兩様並ヒ行レテ相戾ラス互ニ依頼シテ事ヲ成スト雖モ其地位ハ自ラ兩立ノ勢ヒラナセルモノナレハ政治ノ圍範ニ文字ヲ繫クヘカラズコレ即チ學者ヲシテ隨意ニ書ヲ讀マシメ國典ヲ犯スニ非サレハ咎メサル所以ナリ又文學ヲ以テ政治ヲ籠絡スヘカラス是即チ學者ニ兵馬ノ權ヲ假サズシテ妄ニ國政ヲ是非セシメス罪ヲ犯スモノハ國律ヲ以テコレヲ罰スル所以ナリ故ニ世ノ富豪貴族若シクハ政ヲ執ルノ人天理人道ノ責ヲ重シ心ヲ虛ニシ氣ヲ平ニシテ内ニ自ラ顧テ果シテ心ニ得ル者アラハ讀者ノ士君子ヲ助ケテ其術ヲ施サシメ讀書家モ亦己レヲ忘レテ力ヲ盡シ共ニ天下ノ裨益ヲ謀リ一國獨立ノ大義ヲ奉スル事アラハマタ善ラスヤ

### 洋學之順序

一 第一彼國ノ「エヒシ」二十六字

我 邦ノいろはノ如シ

二 第二讀本

最モ易キ文章ニテ諸學ノ手引初歩トモナルヘキ事ヲ説キ或ハ「モラルカラスブック」ナト、テ脩心學ノ入門ヲ記シタル小冊子モ讀本ノ内ニアリ大低繪入ナリ此時マタ文法書ヲ學フ文法ヲ知ラサレハ書ヲ讀テ其義理ヲ解スル事能ハス我言葉ヲ以テ我意ヲ達スルニ足ラス言葉意ヲ達スルニ足ラサルモノハ啞子ニ異ナラス

一 第三地理書

地球ノ運轉山野河海ノ區別世界萬國ノ地名風俗人情ノ異同ヲ知ル學問ナリ居ナカラ知ルヘキ名所ヲ問ハス己カ生レシ其國ヲ天地世界ト心得ルハ足ヲ備ヘテ歩行セサルカ如シ故ニ地理書ヲ學ハサル者ハ跛者ニ異ナラス

#### 一 第四數學

指ヲ屈シテ物ノ數ヲ計ルヲ始トシ天文測量地理航海器械製造商賣會計盡ク皆關ラサルハナシ且數學ヲ知ラサル者ハ其學識ヲ實用ニ施ス時ニ當リテ議論常ニ迂濶ナリ

#### 一 第五窮理學

窮理學トテ理屈斗リ論シ押ヘ處ナキ學問ニハアラス物ノ性ト物ノ働ヲ知ルノ趣意也日月星辰ノ運轉風雨雪霜ノ變化火ノ熱キ由緣氷ノ冷キ由緣井ヲ掘テ水ノ出ル由緣火ヲ焚テ飯ノ出來ル由緣一々其働キヲ見テ其源因ヲ究ルノ學ニテ工夫發明器械ノ用法等皆コレニ基サルモノナシ元來物ヲ見テ其理ヲ知ラサルハ目ヲ備ヘテ見サルカ如シ故ニ究理書ヲ讀サル者ハ瞽者ニ異ナラス

#### 一 第六歷史

歷史ハ和漢ニ限ラス世界中何レノ國ニテモ歷代アラサルハナシ歷代アレハ歷史モアル筈也博ク萬國ノ歷史ヲ讀ミ治亂興廢ノ事跡ヲ明ラカニシ此彼相比較セサレハ一方ニ偏スルノ弊ヲ生シ事ニ當テ所置ヲ錯ルコト多シ他人ノ常言モ我耳ニ新ラシク恐ルヘキヲ恐レス悦フヘキヲ悦ハス風聲鶴唳ヲ聞テ走ルノ咲ヲ取ルコトアリ斯ノ如キハ耳ナキニシカス故ニ萬國ノ歷史ヲ讀サルモノハ聾者ニ劣ル

#### 一 第七脩心學

人ハ萬物ノ靈ナリ性ノ善ナル固ヨリ論ヲマタス脩心學トハ此理ニ基キ是非曲直ヲ分チ禮義廉節ヲ重ンシコレヲ外ニスレハ政府ト人民トノ關係是ヲ内ニスレハ親子夫婦ノ道一々其分限ヲ定メ其職分ヲ立テ天理ニ隨テ人間ニ交ルノ道ヲ明カニスル學問ニテ畢竟靈心ノ議論也靈心ノ位スル所ハ人躰ノ頭腦ニ在リ然ハ則チ人トシテ脩心ノ學ヲ勤メサルハ猶首ナキ人ノ如シ

一第八經濟學

人間衣食住ノ需用ヲ論シ之ヲ製シ之ヲ易ヘ之ヲ集之ヲ散シ人ノ禮義知識ヲ進メテ需用ノ物ヲ饒ニスル所以ヲ說キ之ヲ大ニスレハ一國政府ノ出納コレヲ小ニスレハ一家日常ノ生計自然ノ定則ニ從フ者ハ富ヲ致シコレニ背ク者ハ貧ヲ致スノ理ヲ明ラカニスルノ學問也此學問ニ暗キ者ハ自カラ富ムモ其富ノ由テ來ル所ヲ知ラズ自ラ貧ナルモノノ貧ノ致セシ源由ヲ知ラサレハ富ムモノハ貧ヲ致シ易ク貧者ハ富ヲ得カタシ故ニ經濟書ヲ讀サルモノハ巨萬ノ富豪モ無産ノ貧漢ニ劣ル

一右ノ條々ハ人生缺ヘカラサル學問也或ハ學問ト云フホトノ事モアルマジ人タル者ノ心得ト云フテ可ナラン乎此心得アリテ後ニ士農工商各々其志ス處ノ學ヲ勤ムヘシ

一前條ノ外ニ化學天文等種々ノ科目アレトモ究理學ノ中ニ屬スルモノナレハ別ニ掲ケス

一學問ノ順序ハ必シモ此一科ヲ終テ次ニ移ルニアラス貳科モ三科モ同時ニ學フヘシ

一漢學ヲ知ラサレハ原書ヲ譯スルニモ譯書ヲ讀ニモ差支多シ故ニ最初「エヒシ」ヲ學フ時ヨリ我いろはヲ習ヒ次第ニ假名本ヲ讀ミ漸ク漢文ノ書ニモ慣レ字ノ數ヲ多ク知ルヲ肝要也

一幼年ノ者ヘハ漢學ヲ先ニシテ後ニ洋學ニ入ラシムノ說モアレハ漢字ヲ知ルハサマデ難事ニアラスヨク順序ヲ定メテ四書五經ナトムツカシキ書ハ字ヲ知リテ後ニ學フヘキ也少年ノ時四書五經ニ費ス年月ハ夥シキモノ也字ヲ知リテ後ニコレヲ讀メハ獨見ニテ一月ノ間ニ讀ミ終ルヘシ兎角讀書ノ要ハ易ヲ先トシ難キヲ後ニスルニアリ

一漢洋兼學ハ難キ事ナレハ一方ニ從フヘキナト弱キ說ヲ唱ルモノ無キニアラスサレトモ人ノ知識ハ勉ムルニ從ヒ際限ナキモノナレハ僅カニ二三ヶ國ノ語ヲ學フトテ何ソコレヲ恐ル、ニ足ラン洋學モ勉強スヘシ漢學モ勉強スヘシ同時ニ學ンテ共ニ上達スヘシ西洋ノ學者ハ必「ラテン」「ギリキー」ノ古語ヲ學ヒ其外五六ヶ國ノ學ニ通スル者少ナカラス東洋諸國ニ來ル歐羅巴人ハ支那日本ノ語ニモ通シテ著述<sup>(著)</sup>ナトスルモノアリ西洋人ニ限り天稟文才ヲ備ルトノ理モアルマシ唯學問ノ狹博ハ其人ノ勉不勉ニアルノミ

一翻譯書ヲ讀ム者ハ先假名附ノ譯書ヲ先トシ追々漢文ノ譯書ヲ讀ムヘシ字ヲ知ルノミナラス事柄モワカリ原書ヲ讀ムノ助ケトナリ大ニ便利ナリ國內一般ニ文化ヲ及ホスハ譯書ニアラザレハ叶ハヌ也原書ノミニテ人ヲ導ントスルトモ少年ノ者ハ格別ナレハ晚學生ニハ不都合也二十四五歳以上ニテ漢學ヲヨク讀ムト云人洋書ニ入ル者アレハ知惠斗リ先キハシリテ乙<sup>ヲ</sup>ニ私ノ議論ヲ貯ヘテ心事多キ故横文字ノ苦學ニ堪ヘス一年ヲ經スシテ遂ニ自ラ廢シ又舊ノ漢學ニ歸ル者間々コレアリ此輩ハ元文才アル人ナレハ翻譯書ヲ讀ミ略洋學ノ味ヲ知リテ後ニ原書ヲ學フヤウニセハ苦勞モ忍ヒテ速カニ上達スルハツナレトモ必竟讀ムヘキ翻譯書乏シクテ此弊ヲ生スル也漢學生ノ罪ニアラス故ニ方今我邦ニテ人民教育ノ手引タル原書ヲ翻譯スルハ洋學家ノ任ナリ

右ハ我邦今日ノ有様ニテ洋學ヲ開ク次第ヲ述タルノミ年月ヲ經ニ從ヒ學風ノ進歩スルコトアラハ其體裁モマタ改マ

ルヘシ

明治三年庚午三月

慶應義塾同社誌

註 この「學校之證」の寫本は別に前から慶應義塾圖書館に一本を所藏して居り、兩寫本の間に多少の異同はあるが、茲に掲げたものは忠實に九鬼家本を寫したものである。

### 書翰第六

九鬼隆義宛  
明治三年十月十四日附

謹白時下寒冷相増候處益々御清安被爲渡奉拜賀候隨て私義無異罷在候條乍憚貴意易思召可被成下候當夏中より毎度御書翰被下置病中にも御見舞として種々頂戴仕難有仕合奉存候早速御禮可申上の處病後何分氣力に乏しく手紙認候事も出來兼今日までも御無沙汰仕候段不惡御承引奉願候私義も御承知被爲有の通當五月中旬より悪性の熱病に罹り五月廿日頃より六月七八日までの間は人事不省五月晦日頃は迎も生路も無之模様御座候處醫藥の功を奏し幸に今日の全快に及候次第に御座候假に三四年前此大患に罹候義も御座候は、萬々全快を望むへきにあらず候得共今日此都下に居り此良醫の治療を蒙り此良友の介抱を受け始て此全快を取り候義所謝は醫師と社中の朋友に御座候醫師はアメリカ人セメンズ英人ウェルス兩人を頼み療法頗る新奇日本の醫師は伊東玄伯石井謙道島村鼎甫隈川宗悦此外に横濱の友醫早矢仕有的専ら苦心いたし吳先つ日本にては最上の治療を施し候事に御座候

先日川本氏出府御目に掛り其御地の景況詳に拜承仕候思召立の學校も云々の故障思召通り行はれ兼候よし御残念の段

實に御察申上候獨り三田御藩の爲め可惜にあらず天下の不幸なり併人事不如意は如斯もの歎唯獨を守り朋友を待ち漸次に事を施し候は、亦開化の春に逢ふ事も可有之徒に企望するのみ唯と難に遭ふて失望自棄せざること一大緊要と奉存候私方の塾も手狭に困り可然山の手の地に轉し度頻に周旋仕居候得共免角埒明不申困却に御座候何分にも私塾は貧に苦み不如意の事のみ<sup>(1)</sup>に御座候

西洋事情二篇四冊病氣前既に脱稿此節彫刻も出來<sup>(1)</sup>壬十月中旬には製本出來可申出來の上は壹部拜呈可仕御一覽奉願候最早眞カタカナの翻譯もこれ切にいたし以後は通俗平假名歎又は片假名斗にて漢字を不用翻譯いたし度存居候

私義發病より今日まで丁度百五十日に相成候得共今以讀書の氣力無御座未だ嚴冬にも至らず早既に寒氣に恐れフラネルに體を包み閉居仕居候位の次第御憐察可被成下候九月初旬の比一友醫の說に従ひ熱海の湯治思立家内一同召連れ先方へ二週間滯留當月十日歸府仕候旅行の爲め少しは壯健を覺へ手紙抔認候事は押と出來申候何れ當年中も空に消日いたし不申ては眞の全快には至り申間敷毎日肉食牛乳等相用養生のみに心掛居候病中より牛馬の會社と頻に懇意相成其主人の需に應し肉食の說相認遣し候病後執筆極て拙劣に御座候得共數冊拜呈仕御一笑に供し候

右御禮旁申上度爾余は後便を期し候頓首百拜

十月十四日

福澤諭吉

三田藩知事様

下執事

尙以時候折角御自重專一奉存候近日或は御出府の御義も無御座候哉拜謁仕度企望仕候殊に此節は讀書も不出來日々

無聊に消日仕居候都下の文學も不相替盛なる方には御座候得共私立の塾は貧にて致方無之官の學校は徒に金を費し可惜々々

註 封筒の表には「知事様左右 諭吉拜」裏には「メ 肉食説」と福澤の筆で記され、別の筆蹟で「陽月廿二日相達 廿八日返事出」と書き入れがある。この年は十月に閏があつたから「陽月」は正十月を指す。(1)「壬十月中旬」とは閏十月中旬の意味。(2)「肉食之説」は續全集第七卷三八五頁に載つてゐる。

### 書翰第七

九鬼隆義宛  
明治三年十一月二日附

### 要用

益御清安被成御座奉拜候陳は私義病後兎角氣力に乏しく宅に居候ては内外の俗務煩冗に不堪旅行いたし候は、氣を養ふの一助にも可相成旨醫師も申聞候に付俄に思立中津表老母の許へ歸省の積り先月廿八日江戸出立アメリカ船にて今朝神戸着仕候一と先つ大坂え罷越便船次第下ノ關迄渡海の心得に御座候大坂滞留の處は玉江橋北詰中津藩藏屋敷に御座候同處え滞留船待の間一兩日の暇も御座候は、其御藩えも一寸御尋問申上度覺悟に御座候右申上度早々如此御座候頓首  
るる

十一月二日朝神戸長門屋にて急と認

福澤諭吉

三田知事様

下執事

尙以拙著西洋事情二篇開版に付壹部拜呈仕候積に御座候得共品物添にては飛脚延着も難斗に付右の書は神戸長門屋彌兵衛方へ預け置候何れ幸便の節長門屋より御届け可申上今日は急に書状のみ奉差上候以上

註 上包紙に「攝州三田藩知事様下執事 神戸ヨリ福澤諭吉 急用 封 十一月二日朝發ス 書物壹部四冊添」と福澤の筆で記され、別の筆蹟で「午五」と書き入れがある。

### 書翰第八

九鬼隆義宛  
明治三年十一月二日附

本文大坂表旅宿の義は中津屋敷長屋鮎屋彦兵衛許に御座候間若し御紙面等被下候義も御座候は、右鮎屋當にて御遣し被成下様奉願候未だ乗船の都合も相分不申兩三日閑暇御座候得は罷出候積に御座候江戸に居候節岩倉様え御目にかゝり乍序其御藩の話しも仕岩公の御口上にては誠に能き模様にも御座候兼て思召の學校等自由自在との事に御座候是等の義も御目通りの上申上度願くは御近臣の内御壹名明日にも一寸旅宿まで御さし出被下候得は難有奉存候さし急早と頓首以上

十一月二日

別紙は今朝神戸よりさし出候筈の處飛脚無之大坂まで持參同處よりさし出候依之書物も私の手許に取戻し申候

註 封筒は表面周圍に卍字つなぎの青色飾り縁付で、福澤の筆蹟で「三田様 福澤諭吉」裏に「從大坂堂嶋中津藏屋敷」と記され、裏面右下隅に双柱罫の枠の中に「米飛脚 堂嶋米市場 堺屋紀十郎」の文字を現はした墨印が押してある。



書翰第九

九鬼隆義宛  
明治三年十二月十三日附

今日大坂表着仕直に御屋敷え申上候處本月九日の尊書を得拜見仕候益御清安被遊御座恐悅の御義奉存候隨て私義無異旅行仕候條乍恐御放念可被成下候先達通坂の砌は寛と得拜話失敬仕候段平に御海容奉願候且又其節は品々頂戴物仕難有仕合奉存候

此度は中津え参り老母え面會東行の義種と談話仕候處母も決心江戸へ可赴に取極急に出立老母并に姪壹人同道仕候就ては道中も多事心配仕候義母は今日神戸へ殘し置我壹人大坂迄罷越候事に付明日敷明後日は神戸え立歸便船次第直に出帆の積に御座候アメリカ船は十七日入帆のよしに候得共其前にも好き蒸氣船有之候得は乗込候心得に御座候神戸と三田は里數も無御座罷出度候得共老人壹人にて私を手離し候義甚不安心の様相見候に付業と不背其意先つ附添居候様仕度遂に此度も參上仕兼候義不惡御海容奉願候中津出立の砌つまらぬ事を二三葉相認遣し候草稿反故奉入御覽候御一讀も被成下候は、難有奉存候

江戸も騒と敷よし同社中よりも戒心可仕旨毎々申參此度は京都へも一寸立寄候積に有之候處右の次第ゆへ先つ見合申候兎角一命丈けはたすかり度用心仕候御端書御厚意の段難有奉感佩候右貴答旁申上度早々如此御座候頓首々々

十二月十三日夕

福澤諭吉

三田知事様

下執事

註 上包紙に福澤の筆で「三田藩知事様下執事 福澤諭吉 封 十二月十三日從大阪」と記され、別の筆蹟で「午六 正月十五日  
年始旁返書出」と書き入れてある。(1) 「中津出立の砌つまらぬ事を二三葉相認遣し候草稿」とは「中津留別の書」のことで  
あらう。

## 書翰第一〇

九鬼隆義宛  
明治四年一月二十九附

正月十五日の尊翰相達難有拜誦仕候改年御慶目出度奉存候益々御機嫌能被遊御超歳奉恐悅候私義も舊臘十九日横濱着  
東京の模様承合の處さまで可恐にも無之に付即日婦人小兒と共に馬車にて歸宅途中も無難先つ今日までは一命も不失罷  
在候都下の景況人の話よりも穩靜本月九夜廣澤參議の暗殺より市中取締殊の外嚴重昨今は暴客も少きよしに御座候併社  
中の者せ勉も用心仕夜行等は見合私も要用の外は他出不仕出るときはパツチ麻裏アツチマにて鳶口抔携先つ兩三人の敵なれば此  
方より打倒し候積足早に往來いたし居候扱々六ヶ敷世の中に御座候

舊冬留主中三田貳丁目元嶋原藩邸を官より拜借地被仰付建物は八百兩程にて買取此節普請來月中引移の積り學校は兼  
て申上候通り私立の塾に限候事に候得共元金無之此度の引越に付ても貳千七八百兩の入費生徒より少々金のを集候  
ても普請の入用に費し教授の者に分配すること甚少し教授の者は世教を重んぜずして錢を重んじ或は南校の月給を取ら  
んとし或は無知無識の大名に投し分外の金を取らんとし私塾にて羽翼未だ形を成さずして早既に飛ぶ者多し顧て南校東  
校等の有様を見るに當時南校の生徒一千人一歳の費用三十萬兩に下らず生徒壹人に付三百兩の割合なり全日本國の人口

を四千萬と積り學生其二十分の一なれば貳百萬人なり是非貳百萬人の學生はなくて不叶事なるべし然るに今南校の法を擴て全日本國に及ぼし學生壹人に三百兩の金を費さば貳百萬に三百を乘し六億兩なり此金は何處より出候哉迎も不被行話なり故に曰學校は公私中間の者に定め學識ある者は才力を費し金ある者は金を費し双方互に相助て教化を廣くすべきなり今日の有様にては日本國中壹萬五千人より多くの洋學生は出來申間敷迎も全國の文明は期すへからさる義と長大息仕候事に御座候

岩倉様も西國え御出就ては兼て思召の一條も埒明不申旨御堪難き次第に御座候昨冬御目通の節も申上候通り兎角眞實の御所見は相手を不構公然御唱相成候方可然哉に奉存候世に惡人と申者は無之事の不行は情意の通すると否とに在るのみ何卒御都合宜敷候は、當春は白洲<sup>い</sup>先生御同道にて御出府相成度必ず岩公に不限三條様にて四條<sup>い</sup>様にてても在職の人えは盡く御面會思召の通り御議論被進度結局の御議論私欲を去り天下の爲に公利を謀候義誰か敢てこれを拒む者あらん必ず被行候事と奉存候右は貴答申上度早々如此御座候頓首再拜

正月廿九日

福澤諭吉

三 田 様

下執事

尙以時候爲國御自重專一御義奉存候不存寄結構の御菓子御惠投被成下難有奉存候毎度御芳情不知所謝或は當春御入府にも可相成と御待申上候舊藩中津の知事公も洋學執行一昨日着府いたし候

註 上包紙には福澤の筆蹟で「三田藩知事様下執事 福澤諭吉拜答 封 正月廿九日出」と記され、これへ別な筆蹟で「辛未七

二月七日來着」と書き入れがある。(1)「白洲先生」とは九鬼の家臣白洲退藏のこと。

書翰第一一

九鬼隆義宛  
明治五年四月三日附

昨冬略御話申上置候私義も此度旅行を思立申候當二月以來不快も追々宜しき方に赴き此節は殆と十全健康と覺候得共爲念の用心有馬へ入湯の積り朔日横濱出帆今三日神戸着明日大坂え参りかわや町貳丁目白金屋與次兵衛方へ一兩日逗留三田え参り寛々拜謁仕候積に御座候有馬えも十四五日逗留夫より又大坂え出伊勢参宮いたし又或は有馬邊其外ぶらく見物五月末に相成候は、中津へ参候積りに御座候右要用のみ申上度早々頓首

四月朔日神戸金場常次郎宅にて

福澤諭吉

三田様

侍史

尙以若し一兩日中御手紙等被下候は、大坂開成所肥田玄次郎と當て御遣し奉願候以上

註 上包紙には福澤の筆蹟で「三田九鬼從五位様 神戸より福澤諭吉 封 四月三日 三田の殿様なり」と記され、錢百文の切手が貼つてあり、「壬申四月三日 攝州神戸郵便役所」「郵便御用 攝州伊丹取扱所」の二つの朱印が押してある。「三田の殿様なり」とは宛名の九鬼從五位というのは三田藩主のことであると郵便配達夫への注意であらう。又別の筆蹟で「壬申四月六日達」と書き入れてある。(1)「四月朔日」とあるこの日附は福澤の書き違ひであらう、三日でなければならぬ。

書翰第一二

前田兵藏・松本平之丞宛  
明治五年四月十五日附

拜見仕候益御清安被成御座奉拜賀先日より永と滞留中厚き御待遇を蒙り萬と恐縮の至殿様へ宜敷被仰上被下候様奉願候

今日は大坂開成所よりの來狀御遣し被下慥に請取申候御手數の段恐入候

外にビーフ并に洋製御菓子一ビン御惠投被成下難有仕合閑暇無事唯食を食るのみ別て難有奉存候厚く御禮被仰上被下候様願奉候

乍序申上候大坂より至急狀と申は神戸船問屋よりの來狀に御座候其事件は當二月六日東京より中津送荷物六百五十兩余りの品外國蒸氣船便と申し東京の間屋へ渡し置此度私神戸へ參り取調候處未た着不致よし申聞候に付先日より幾度となく神戸へも掛合ひ又は東京えも書狀を出し心配いたし居候得共何れ紛失の事にも可有之哉六百兩の損亡なりと獨りアキラメ居候處に今日神戸より來狀右荷物四月十三日第十二時神戸に着のよし品物に相違も無之損亡も無之候得共ナント日本商人の頼甲斐なきこと役に立たざること斯る有様にては迎も運送の商賣は行れ不申東京と神戸との間に貳ヶ月の期を誤り荷主の不都合如何斗りならん右の次第に付今日東京へ書狀差出し右延着の償金として六百五十兩貳ヶ月の金利を間屋より爲出候旨掛合候積に御座候あまり驚入候始末に付一寸御笑種に御話し申上候以上

四月十五日

福澤諭吉

前田兵藏様

松本平之丞様

尙以奥様始御子様方へも宜敷被仰上被下候様奉願候以上

註 封筒には「前田兵藏様松本平之丞様 福澤諭吉拜答 封」と記してある。宛名の兩人は九鬼家の家職であらう。

書翰第一三

九鬼隆義宛  
明治五年四月十八日附

御手紙難有拜見仕候益々御機嫌被爲入奉拜賀候先日中は長々御約介罷成厚き御待遇を蒙奉恐入候次第入湯後も毎々頂戴もの仕難有奉存候今日も品々御取揃御惠投被成下萬々難有閑暇無一事唯飲食の事のみ心配仕居候折柄直に頂戴可仕別て奉多謝候

右御請御禮申上度乍憚奥様え宜敷様被仰通被下候様奉願候頓首

四月十八日

尙以御取調も略御片付武藤様本縣<sup>(1)</sup>え御出の由御安心の段奉察候棄舊謀新の好時節始て人間世界に相成勞者は食ひ逸者は飢るの實際を見ること々奉存候何れ不日參上御禮旁萬々可申上候以上

註 封筒には「三田様下執事 福澤諭吉拜答」と記してある。(1)「武藤様」とはいかなる人物か未詳。

書翰第一四

九鬼隆義・白洲退藏宛  
明治六年八月二十一附

八月十日有馬よりの尊翰相達し拜見仕酷暑難堪益御清安被成御座奉拜賀○當春の御大不幸御様子はよく承知仕居候得共御尋も不申上乍延引御吊申上候○私は<sup>(1)</sup>じか御尋被下難有最早疾く全快健康舊時に異ならず此節乍憚あしの皮抔むけかゝり候位に御座候○神戸邊も暑氣甚しきよし東京も同様有馬の入湯は御美しく御座候○おあい様も御機嫌よく毎日子供大勢御約介罷成候義に御座候○家内よりも宜敷申上候様申聞候家内も先日産をいたし女子を生み申候子供は此度にて五人に相成振と敷御座候○横濱新聞にて近藤の<sup>(3)</sup>一條御覽相成候よし此近藤は別人ならず當春御一面の近藤なり此一條に付ては社友一同大に力を盡したり近藤は公事の主人早矢仕中村は後見世話人諭吉は筆者の役を勤め數日の間丸屋の二人は商賣をやすみ私は讀書を廢し時を費し錢を失ひ利を以て論すれは大損亡なれとも樂亦其中に在り此節は正院の裁判を待居候近藤は兩三日前より箱根入湯に付歸宅の上は左院へ持出し氣根のあらんかぎり論する積りなり時日は長く可相成時日と金を失ふは覺悟の前なれば思ふるに足らず平日質素を守るはこんな時につかふ爲めなりと相談いたし居候公事をするは芝居を見るよりも面白きものに御座候○隆一君<sup>(4)</sup>より手紙參候に付奉入御覽候御覽後白洲武藤兩君え御廻し可被下候右貴答旁申上度早々頓首

八月廿一日

福澤諭吉

九 鬼 様

侍 史

註 上包紙に「神戸九鬼隆義様白洲退藏様 福澤諭吉 八月廿日出」と記してある。(1)「はじか」は癩疹である。この年七月九日より發病、八月下旬に全快した。(2)「おあい様」とは如何なる女性か詳かでないが、文面より推せば九鬼の一族で、福澤の家に来てゐたものゝやうである。(3)「近藤」は近藤良薫。この訴訟は、近藤が最高價格で入札した政府拂下の不動産を、係官が故意に近藤に落札せしめなかつたので、近藤がその不當を鳴らし、政府を相手取つて訴へた事件である。(4)「隆一君」は九鬼の家臣九鬼隆一のこと、彼は慶應義塾に學んだ。

〔同封別紙〕

一筆拜啓益御清適奉恐悅候私儀香港出帆以來海上平隱<sup>(隠)</sup>ベルベック<sup>(イ)</sup>氏の同道故日夜質問に消光いたし去る十四日當府到着仕其後勵精奔走仕候公事多端未た寸時も落付候暇無御座候へ共さてもく聞しに勝る名處かなに御座候何れ公事の都合次第直様諸國巡廻全く相終候后又々當府より乗船米國を參行の見込に御座候

諸事日數も未定に御座候得共何分にも多端故餘程手間取可申と被察候

乍憚三田白洲武藤初餘人にてても若し御面會御座候へは私安着の儀のみ御通じ置被成下度伏て奉願置候

嚴暑の候折角御自重奉禱候

大繁雜中幸便に任せ御きけん伺迄忽々頓首

明治六年六月十七日英國倫頓府日本公使館おゐて認

九鬼隆一再拜

福澤諭吉先生

閣下



註 (1) 「ベルベック氏」とは日本でフルベッキと呼ばれた G. F. Verbeck のことであらう。

書翰第一五

九鬼隆義宛  
明治六年十一月一日附

秋冷好き時節に相成候益々御清安被成御座奉拜賀先達より宅の小兒え日本文を學はせ度候處世間に良本と思はしき品無之依てこの書を作り宅の子供へ試候處中と都合宜様有之に付上木仕候<sup>(1)</sup>追々大坂の方へも廻し可申候得共今日數冊製本出來候に付不取敢さし上候御子様方え御試の爲め御教授の席御催し被下度二十日も教る内には少しづつ自分の思ふことを文に作る様相成候右要用のみ申上度早々頓首

十一月一日

福澤諭吉

九 鬼 様

註 封筒には「神戸花隈四ノ宮通モト三田藩知事九鬼義隆様 福澤諭吉 封」の文字が福澤の筆で記され、別の筆蹟で「十一月五日達」と書き入れがある。宛名の「義隆」は隆義の誤記である。裏面に一錢切手二枚を貼り、「明治六・一一・五・朝・大阪」および「明治六・一一・五・夕・神戸」のスタンプが押してある。(1)「文字之教」のことであらう。

書翰第一六

九鬼隆義・白洲退藏宛  
明治六年十月十一日附

其後は久々御無音申上候益御清安被成御座奉拜賀此度社中庄田平五郎名兒耶六都兩人<sup>(註)</sup>大坂へ出張慶應義塾の出店開業<sup>(1)</sup>の積に御座候上方の事は不案内今より事柄は難斗候得共種々御相談申上候義も可有御座可然御應援奉願候

當方塾も相替義無御座依舊教授致居候

出版局も同様此局も追々諸方へ出店の積に候得共人物少く困却仕候

志摩屋<sup>(2)</sup>の御商賣は如何御繁昌の御義に可有之近來愚考仕候に貯財は易くこれを散するの術甚難し志摩屋は如何被成候哉子孫へは教育を遺し澤山なり金は壹錢も遺すに不及番に無益のみならず必ず害あるべし古今其例不少私にも金は余程出來申候得共この金の遺ひ道に殆當惑仕候子にさへやられぬ品物を何として他人へ與ふべきや何れにもこの金を用ひ人の獨立を助け成すの道に用度事なり追々御相談仕度奉存候

右は庄田名兒耶氏の添書旁御尋問申上候當地の景況は兩人より御聞取可被下候此庄田と申人は豊後の人にて讀書は余程達者に御座候在坂中は折々御面會可被下候頓首

十月十一日

福澤諭吉

九鬼義隆様

白洲退藏様

尙におおひ様御機嫌能朝夕子供御世話罷成候五才の女子へ手習素讀相願御蔭を以ていろはも覺へ國つくしも少しつゝ間違ながら謔誦仕候様相成候御禮申上候當月九日より塾の傍に女學所を設け試に教授いたし候積り様子相分候はゞ可申上候以上

註 封筒には「三田藩知事様下執事 福澤諭吉 十月十四日封」と記してある。本文宛名の「九鬼義隆」は隆義の誤記。(1)「慶應義塾の outlet」とは大坂分校のこと。(2)「志摩屋」といふのは慶應後九鬼家で開業した商賣の店名であらう。福澤は早くから九鬼家に商賣を勤めてゐた様子である。

書翰第一七

九鬼隆義宛  
年不明五月二十一日附

頃に暑氣を催し益御清安被成御座奉拜賀候其後も不相替御繁用被爲入候御義奉察候先日は不存寄結構なる御品と戴き難有奉存候子供一同より宜敷御禮申上候様申出候此品輕微の至候得共御見舞の印拜呈仕度御笑留被成下候は、難有奉存候私も敢て御不沙汰仕候心得には無御座候得共當時御取込中罷出候ても却て御妨可相成義と態と差扣候事に御座候或は御都合も宜敷候は、相侘度奉存候右御尋問旁申上度早々如此御座候頓首

五月廿一日

尙以乍憚おあい様へ宜敷御致聲奉願候子供より宜敷申上吳候様吳とも申出候以上

註 封筒は殘缺で表て書き不明。裏には「封 東京三田福澤諭吉出」と記してある。宛名も年代も明かでないが、文面から推して九鬼隆義宛であることは間違ひない。前掲書翰第一六により、明治六年十月には、おあい様という女性がまだ福澤の家に居たから、この手紙は明治七年か或はそれ以後のものと思はれる。